

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 54 号

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条  
例（平成 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 12 項中「第 14 項において」を「以下」に、「第 62 条  
第 1 項」を「第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事  
業所もしくは指定地域密着型サービス基準条例第 62 条第 1 項」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、  
地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型通所介護の事業を行う  
事業所が併設される場合における当該事業所の職員の配置の基準に関す  
る規定を整備するため